

報告第 9 6 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日承認

下水道部会下水道管理分科会の事務事業調整方針について

下水道部会下水道管理分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第96号

協 議 会 報 告 項 目

下 水 道 部 会

下水道管理分科会 12-1

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
12 - 1 - 1	下水道事業会計予算編成・執行管理・決算事務	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 2	起債償還額と起債残高	5/8			5/22	
12 - 1 - 3	日本下水道協会関係(三重県支部等含む)	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 4	日本下水道事業団関係	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 5	流域下水道維持管理負担金関係	5/8	11/11		11/11	協議会協議項目 (5/13確認)
12 - 1 - 6	流域下水道建設負担金関係	5/8	11/11		11/11	協議会協議項目 (5/13確認)
12 - 1 - 7	下水道供用開始に関する事務(下水道普及率)	5/8			5/22	
12 - 1 - 8	下水道管流入水の取締まり(下水の量及び水質規制)	5/8			5/22	
12 - 1 - 9	特定施設設置届出関係	5/8			5/22	
12 - 1 - 10	各種技術講習会	5/8			5/22	
12 - 1 - 11	排水設備等の計画確認申請及び検査	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 12	排水設備指定工事店の技術指導	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 13	排水設備指定工事店の指定	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 14	排水設備工事責任技術者試験及び更新講習	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 15	下水処理場の運転及び維持管理	5/8			5/22	
12 - 1 - 16	下水の水質検査及び水質管理	5/8			5/22	
12 - 1 - 17	全国町村下水道推進協議会関係(三重県支部含む)	5/8			5/22	
12 - 1 - 18	下水道事業計画(全体計画)	5/8			5/22	協議会協議項目 (5/13確認)

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
12 - 1 - 19	下水道・排水5ヶ年計画	5/8			5/22	
12 - 1 - 20	下水道事業受益者負担金の賦課	5/8	11/11	4/8	4/8	協議会協議項目 (5/13確認)
12 - 1 - 21	下水道事業受益者負担金の徴収	5/8			5/22	協議会協議項目 (5/13確認)
12 - 1 - 22	下水道使用料の賦課及び徴収	5/8	11/11	4/8	4/8	協議会協議項目 (5/13確認)
12 - 1 - 23	使用水量の認定	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 24	下水道使用料電算事務委託	5/8			5/22	
12 - 1 - 25	水洗便所の普及促進	5/8	11/11		11/11	
12 - 1 - 26	水洗便所改造費等補助金	5/8	11/11	4/8	4/8	協議会協議項目
12 - 1 - 27	水洗便所改造資金融資あっせん	5/8			5/22	
12 - 1 - 28	汚泥処理関係	5/8			5/22	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 下水道事業会計の 予算編成・執行管理・決算事務	・下水道事業会計 津市下水道事業特別会計  ・予算編成 下水道担当部課において予算の見積りを行い財政担当部課で市全体として調整。  ・執行管理 予算に基づき適正管理に努める。  ・決算 下水道事業特別会計における執行状況・経営状況等を把握するとともに執行内容の分析及び施設の稼働状況等の適正化を図っている。	・下水道事業会計 久居市公共下水道事業特別会計  ・予算編成 同左  ・執行管理 同左  ・決算 同左	・下水道事業会計 河芸町公共下水道事業特別会計  ・予算編成 同左  ・執行管理 同左  ・決算 同左	・下水道事業会計 芸濃町公共下水道事業特別会計  ・予算編成 同左  ・執行管理 同左  ・決算 同左	・下水道事業会計 美里村公共下水道事業特別会計  ・予算編成 同左  ・執行管理 同左  ・決算 同左	・下水道事業会計 安濃町下水道事業特別会計  ・予算編成 同左  ・執行管理 同左  ・決算 同左
2 起債償還額と起債残高	起債償還額と起債残高については、将来計画を踏まえた上で適正な経営分析を行い管理を行っている。  ・平成14年度起債償還額 2,583,926千円 ・平成13年度末起債残高 42,292,634千円	同左  ・平成14年度起債償還額 493,894千円 ・平成13年度末起債残高 8,863,931千円	同左  ・平成14年度起債償還額 40,075千円 ・平成13年度末起債残高 837,964千円	同左  ・平成14年度起債償還額 45,004千円 ・平成13年度末起債残高 1,392,680千円	同左  ・平成14年度起債償還額 5,693千円 ・平成13年度末起債残高 311,200千円	同左  ・平成14年度起債償還額 1,562千円 ・平成13年度末起債残高 57,081千円

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	1. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 2. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
・下水道事業会計 香良洲町下水道事業特別会計  ・予算編成 同左  ・執行管理 同左  ・決算 同左	・下水道事業会計 一志町下水道事業特別会計  ・予算編成 同左  ・執行管理 同左  ・決算 同左	・下水道事業会計 白山町下水道特別会計  ・予算編成 同左  ・執行管理 同左  ・決算 同左	ー	下水道事業会計の予算編成・執行管理・決算事務の取扱いについては、予算・執行状況・経営状況等の把握に努め、合併と同時に一元化する。
同左   ・平成14年度起債償還額 257,596千円 ・平成13年度末起債残高 3,881,379千円	同左   ・平成14年度起債償還額 219,290千円 ・平成13年度末起債残高 4,037,043千円	同左   ・平成14年度起債償還額 138,601千円 ・平成13年度末起債残高 2,091,854千円	ー	起債償還額と起債残高について、特別会計統合に係る基礎データ資料を整理し、新市に引き継ぐ。 管理事務については、津市の例により調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 日本下水道協会関係(三重県支部等含む)	各市町村が負担金を納入し、国の動向や技術職員の研修等幅広い情報の入手や地方公共団体が連携を図り国等への要望などを行っている。	同左	同左	—	—	津市に同じ
4 日本下水道事業団関係	各市町村が負担金を納入し、国の動向や技術職員の研修等幅広い情報の入手を行っている。	—	—	—	—	—
5 流域下水道維持管理負担金関係  ※協議会協議項目	【雲出川左岸】 三重県が主体となって組織する三重県下水道公社が維持管理している雲出川左岸浄化センターの維持管理経費を関係する市町(津市、久居市、香良洲町)が責任水量に基づき負担している。	【雲出川左岸】 同左	—	—	—	—
6 流域下水道建設負担金関係  ※協議会協議項目	【雲出川左岸・志登茂川】 流域下水道計画に基づき三重県が整備している浄化センター及び幹線管渠に係る経費の一部を関係する市町村において負担している。	【雲出川左岸】 同左	【志登茂川】 同左	—	—	【志登茂川】 津市に同じ

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 新たに加える。(合併と同時) 4. 新たに加える。(合併と同時) 5. 新たに調整する。(合併と同時) 6. 新たに調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	-	
-	-	-	-	
【雲出川左岸】 津市に同じ	【松阪】 三重県が主体となって組織する三重県下水道公社が維持管理している松阪浄化センターの維持管理経費を関係する市町(松阪市、三雲町、嬉野町、一志町、白山町、多気町)が責任水量に基づき負担。	【松阪】 同左	-	新市に移行までに県当局と協議し、新たに調整する。
【雲出川左岸】 同左	【松阪】 同左	【松阪】 同左	-	新市に移行までに県当局と協議し、新たに調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 下水道供用開始に関する事務(下水道普及率)	下水道の供用開始は、毎年3月と9月の2回を原則として事務の処理を行っている。  ※公共下水道普及率 32.4% (H14.3.31現在)	下水道の供用開始は、毎年4月1日を原則として事務の処理を行っている。  ※公共下水道普及率 45.1% (H14.3.31現在)	流域下水道(志登茂川処理区)の供用開始時の事務が予想されるが、現時点では事務処理について検討していない。  ※公共下水道普及率 21.2% (H14.3.31現在)	現在整備済み箇所については全区域供用開始済みであるが、新処理区については整備済み箇所から順次供用開始を予定している。  ※公共下水道普及率 23.8% (H14.3.31現在)	—  ※公共下水道普及率 0% (H14.3.31現在)	—  ※公共下水道普及率 0% (H14.3.31現在)
8 下水道管流入水の取締まり(下水の量及び水質規制)	三重県流域下水道維持管理要綱第18条第2項及び第19条第1項の規定に基づき水質調査を実施し、その結果を調査した翌月の末日までに、流域下水道管理者に報告を行っている。	同左	流入水の水質検査は実施している	同左	—	—
9 特定施設設置届出関係	工場または事業場に特定施設を設置して公共下水道を使用するものは、あらかじめ公共下水道管理者に下水の量及び水質、排水系統を提出させている。	同左	—	津市に同じ	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 津市の例により調整する。(合併と同時) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時) 9. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
下水道の供用開始は、毎年4月を原則として事務の処理を行っている。  ※公共下水道普及率  99.0% (H14.3.31現在)	下水道の供用開始は、自治会単位で整備完了後に行っている。  ※公共下水道普及率  29.3% (H14.3.31現在)	白山第5処理分区分を平成17年度供用開始に向け事務処理を行っている。  ※公共下水道普及率  9.1% (H14.3.31現在)	ー  ※公共下水道普及率  0% (H14.3.31現在)	手続き方法及び供用開始時期について、津市の例により合併と同時に調整する。
津市に同じ	同左	ー	ー	下水の量及び水質の調査方法について、津市の例により合併と同時に調整する。
津市に同じ	ー	ー	ー	特定施設設置届出関係申請様式等について、津市の例により合併と同時に調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 各種技術講習会	下水道事業に係る収支の健全化や事業推進に係る技術向上等を図るための各種研修会等の参加。	同左	同左	同左	同左	同左
11 排水設備等の計画確認申請及び検査	宅地内の排水設備工事に関し、指定工事店から提出される一連書類の審査並びに工事完了後、排水設備工事完了届・公共下水道使用開始届により現地へ出向き検査を実施している。  受付件数(13年度) 977件  検査件数(13年度) 953件	同左  受付件数(13年度) 518件  検査件数(13年度) 512件	宅地内の排水設備工事に関し、設置予定者または、排水設備施工業者から提出される一連書類の審査並びに工事完了後、排水設備工事完了届・公共下水道使用開始届により現地へ出向き検査を実施している。  受付件数(13年度) なし  検査件数(13年度) なし	津市に同じ  受付件数(13年度) 193件  検査件数(13年度) 192件	—	—
12 排水設備指定工事店の技術指導	津市下水道排水設備指定工事店規則第17条の規定により年1回事務連絡会として実施している。	新規登録から1～2ヶ月の間に技術講習会を実施。その後は招集することはないが、事例的に問題点等発生する度に文書で全指定店に通知している。	—	工事開始時及び検査時において施工方法を指導している。	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 現行のまま新市に引き継ぐ 11. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 12. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
津市と同じ	同左	同左	—	排水設備等の計画確認・申請及び検査方法について、合併と同時に一元化する。
受付件数(13年度) 81件  検査件数(13年度) 79件	受付件数(13年度) 602件  検査件数(13年度) 575件	受付件数(13年度) 22件  検査件数(13年度) 22件		
必要に応じ随時講習を行う	一志町排水設備工事技術基準により指定工事店登録時、排水設備工事申請時等随時行っている。	随時、排水設備の技術指導を実施している。	—	排水設備指定工事店の技術指導について、津市、久居市の例を基本として、合併と同時に調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
13 排水設備指定工事店の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時期 随時受付</li> <li>・指定要件 標準下水道排水設備指定工事店規則(三重県版)による</li> <li>・審査方法 審査委員会に諮り審査(持ち回り決裁)</li> <li>・指定時期 随時</li> <li>・指定期間 指定を受けた年度から起算して4年後の年度末まで。</li> <li>・登録業者数 194業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時期 同左</li> <li>・指定要件 同左</li> <li>・審査方法 同左</li> <li>・指定時期 同左</li> <li>・指定期間 同左</li> <li>・登録業者数 87業者</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時期 津市に同じ</li> <li>・指定要件 津市に同じ</li> <li>・審査方法 —</li> <li>・指定時期 津市に同じ</li> <li>・指定期間 津市に同じ</li> <li>・登録業者数 47業者</li> </ul>	—	—
14 排水設備工事責任技術者試験及び更新講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務</li> <li>・試験並びに講習に関する広報業務  津市下水道排水設備指定工事店規則第16条第2項の規定に基づき市民に周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務</li> <li>・試験並びに講習に関する広報業務  —</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務</li> <li>・試験並びに講習に関する広報業務  町広報で町民に周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務</li> <li>・試験並びに講習に関する広報業務  同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務</li> <li>・試験並びに講習に関する広報業務  美里村村報及び役場事務所前において村民に周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務</li> <li>・試験並びに講習に関する広報業務  試験並びに講習に関する質疑等の受付及び町民への周知を行っている。</li> </ul>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 14. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
・受付時期 津市に同じ  ・指定要件 津市に同じ  ・審査方法 決裁によるもの  ・指定時期 津市に同じ  ・指定期間 津市に同じ  ・登録業者数 31業者	・受付時期 同左  ・指定要件 同左  ・審査方法 同左  ・指定時期 同左  ・指定期間 同左  ・登録業者数 72業者	・受付時期 同左  ・指定要件 同左  ・審査方法 同左  ・指定時期 同左  ・指定期間 同左  ・登録業者数 40業者	—	排水設備指定工事店の指定について、津市、久居市の例をもとに合併と同時に新たな運用基準を策定する。
・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務  ・試験並びに講習に関する広報業務  —	・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務  ・試験並びに講習に関する広報業務 津市に同じ  [広報業務に関する根拠法令] 一志町排水設備工事指定業者規則第15条第2項	・(財)三重県下水道公社が実施する排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務  ・試験並びに講習に関する広報業務 同左  試験並びに講習に関する質疑等の受付及び町民への周知を行っている。	—	排水設備工事責任技術者試験及び更新講習について、合併と同時に一元化する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
15 下水処理場の運転及び維持管理	雨水の排除並びに家庭、事業所等から排出される汚水を下水処理場にて浄化し、公共用水域へ放流しており、これら进行处理するための運転及び維持管理  ・下水処理場 単独公共下水道区域 (中央処理区)  ・運転及び維持管理 民間業者委託(一部直営) ・電気設備保安全管理 外部委託	-	家庭、事業所等から排出される汚水を下水処理場にて浄化し、公共用水域へ放流しており、これら进行处理するための運転及び維持管理  ・下水処理場 単独公共下水道区域 (千里ヶ丘処理区) (浜田処理区)  ・運転及び維持管理 津市に同じ ・電気設備保安全管理 津市に同じ	同左  ・下水処理場 特定環境保全公共下水道区域 (雲林院処理区)  ・運転及び維持管理 民間業者委託 ・電気設備保安全管理 同左	-	-
16 下水の水質検査及び水質管理	下水道法等で規定された下水処理に対する放流水、汚泥等の検査、分析、測定調査等  ・下水処理場 単独公共下水道区域 (中央処理区) 中央浄化センター、極楽橋ポンプ場等  ・外部委託(一部直営)	-	津市に同じ  ・下水処理場 単独公共下水道区域 (千里ヶ丘処理区) (浜田処理区)  ・外部委託	同左  ・下水処理場 特定環境保全公共下水道区域 (雲林院処理区) 雲林院浄化センター  同左	-	-
17 全国町村下水道推進協議会関係(三重県支部含む)	-	-	各町村が負担金を納入し、町村の下水道について調査、研究や情報、資料等の交換、職員の研修、国・県等への要望を行っている。	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	15. 津市の例により、調整する。(合併と同時に) 16. 津市の例により、調整する。(合併と同時に) 17. 廃止の方向で調整する。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
—	河芸町に同じ  ・下水処理場 特定環境保全公共下水道区域 (高野処理区)  ・運転及び維持管理 芸濃町に同じ ・電気設備保安管理 津市に同じ	同左  ・下水処理場 特定環境保全公共下水道区域 (白山処理区)  ・運転及び維持管理 同左 ・電気設備保安管理 同左	—	下水処理場の運転及び維持管理方法等について、津市の例により合併と同時に調整する。
—	津市に同じ  ・下水処理場 特定環境保全公共下水道区域 (高野処理区) 一志浄化センター  河芸町に同じ	同左  ・下水処理場 特定環境保全公共下水道区域 (白山処理区) 佐田浄化センター  同左	—	下水の水質検査及び水質管理方法について、津市の例により新市移行までに調整し、合併と同時に統一化する。
同左	同左	同左	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
18 下水道事業計画 (全体計画)  ※協議会協議項目	・計画に基づき、公共下水道整備を行っている。  単独公共下水道 (中央処理区) 流域関連公共下水道 (雲出川左岸処理区・志登茂川処理区)	同左  流域関連公共下水道 (雲出川左岸処理区) 全体計画 1,014ha	同左  単独公共下水道 (千里ヶ丘・浜田処理区) 流域関連公共下水道 (志登茂川処理区)	同左  単独公共下水道 (棕本処理区)  ※雲林院処理区については整備完了	同左  特定環境保全公共下水道事業 (高宮処理区) ※一部供用開始予定はH16.1.1  ・長谷山ハイツ処理区(12ha)団地内の処理施設は村に移管されており、施設の老朽化が著しく、管路施設及び処理施設の更新を行う必要がある。三重県の流総計画に単独公共下水道として位置付けされている。	同左  流域関連公共下水道 (志登茂川処理区)  ・町の計画により町南部に位置する妙法寺団地(ピュアタウン)については、アクションプログラムで特定環境保全公共下水道と位置付けている。公共下水道に切り替え予定である。
19 下水道・排水5ヶ年計画	・下水道・排水5ヶ年計画は、生活環境の向上、公共用水域の水質や自然環境の保全、浸水対策等の事業を円滑かつ効率的に推進が図れるよう策定されている。 [内容] ・平成8年度～平成12年度を初年度とする5ヶ年計画で下水道整備を進めていたが、平成13年度～平成17年度の第2次5ヶ年計画では、下水道の普及率を平成17年度末には、45%を目指し整備に努める。 ・雨水対策としての浸水解消では、ポンプ場並びに幹線管渠や都市下水路等整備を行い、浸水防除に努める。 ・河川整備としては、治水面として五六川の改修を今後とも進めるとともに、津市河川等整備構想との整合のもと、水辺空間等の整備を進める。また、国県の河川についても、事業の推進を図る。	ー	・下水道・排水5ヶ年計画は、生活環境の向上、公共用水域の水質や自然環境の保全、浸水対策等の事業を円滑かつ効率的に推進が図れるよう策定されている。 [内容] ・第1次から第4次河芸町総合計画において下水道整備を進めてきたが、平成13年度～平成17年度の第5次5ヶ年計画では、流域下水道の普及率を平成17年度末には、15%を目指し整備に努める。 ・雨水対策としての浸水解消では、未整備地区でのポンプ場並びに幹線管渠等の整備を行い、浸水防除に努める。 ・河川海岸整備としては、海岸堤防の補修、田中川の浚渫などの維持管理やポンプ場の老朽化に伴う補修を今後とも進めるとともに、海岸防災林の適切な管理、保護育成による機能確保を図る。	ー	ー	ー

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	18. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 19. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左  流域関連公共下水道 (雲出川左岸処理区)	同左  流域関連特定環境保全公共下 水道 (松阪処理区)	同左  同左	・竹原、八知、下之川処理区 特定環境保全公共下水道での 下水道整備計画がある。	新市において見直しを行い、合併後3年程度で計画の一元化を図る。
-	-	-	-	新市において見直しを行い、合併後3年程度で計画の一元化を図る。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
20 下水道事業受益者負担金の賦課  ※協議会協議項目	○単位負担金額算定方式 単位負担金の算定について認可区域拡大毎に単位負担金の算定を行い、負担区毎に設定している。 単位負担金額算定の考え方 [(末端管渠整備費+処理場建設費)×1/5]/負担区面積 負担区現在数 22  単位負担金額 362円/㎡(1負担区) 384円/㎡(21負担区)	○単位負担金額算定方式 単位負担金の算定について認可区域拡大毎に単位負担金の算定を行い、負担区毎に設定している。 単位負担金額算定の考え方 末端管渠整備費/負担区面積×1/5  単位負担額 中央第1負担区 337円/㎡ 北部負担区 337円/㎡ 南部負担区 337円/㎡	浜田公共下水道負担金 ○単位負担金額算定方式 [末端管渠整備費(町単独事業費)]÷計画戸数 =1,041,000円/戸  ・流域関連公共下水道負担金関係(志登茂川処理区)については、平成18年度供用開始に併せて条例を制定する予定。 現在地元説明会においてその旨を説明している。	処理区ごとに受益者分担金の額が異なる。  ・雲林院処理区 25万円/戸 ・椋本処理区 未定	事業は行っているが現在賦課事務は行っていない。今後徴収条例を策定し徴収していく予定である。	現在事業計画中であり、今後賦課徴収の予定である。
	—	—	—	○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における受益者分担金の全額を減免(ただし、平成15年度で事業完了)	—	—
21 下水道事業受益者負担金の徴収  ※協議会協議項目	・納入期間 9月末・3月末 年2回 5年間 計10回分割 前納制度有  ・徴収体制 担当職員  ・滞納者への対応 担当職員 ※課全体職員及び部管理職による対応も必要に応じて実施  ・徴収猶予地の確認 建築確認申請・開発協議等により確認  ・収納消し込み 事務管理は民間業者へ委託 収納消し込み作業は担当職員	・納入期間 7月・9月・12月・3月(各月25日) 年4回 3年間 計12回分割 前納制度有  ・徴収体制 同左  ・滞納者への対応 担当職員  ・徴収猶予地の確認 毎年賦課決定までに現地確認  ・収納消し込み 負担金計算作業は民間業者へ委託。収納消し込み作業は担当職員。	・納入期間 負担金設定済区域において全て徴収済(新規加入者) 3月末 年1回 3年間 計3回分割可能 ※ただし、1回目は申し込み時に徴収  ・徴収体制(新規加入者) 同左  ・滞納者への対応(新規加入者) 同左  ・収納消し込み(新規加入者) 担当職員	・納入期間 負担金設定済区域において全て徴収済(新規加入者) 加入時に一括  ・徴収体制(新規加入者) 同左  ・滞納者への対応(新規加入者) 同左  ・収納消し込み(新規加入者) 同左	現在賦課事務をしていないため、徴収事務は今後条例を策定し徴収を行っていく予定。	現在事業計画中であり、今後賦課徴収の予定。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	20. 久居市の例により調整する。(合併と同時に) 21. 津市の例により調整する。(合併と同時に)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
負担金の賦課徴収なし。	受益者分担金は下水道計画区域の管渠整備事業費の約1割に相当する分としている。 受益者分担金の賦課については供用開始時に行っている。  一般家庭分担金 均等割額 207,000円 土地割額 136円/㎡  事業所分担金 土地割額 455円/㎡	一般家庭 一律35万円 一般家庭以外 35万円+敷地面積の660㎡を超える部分に260円/㎡を乗じたもの  受益者分担金の考え方 [管渠整備費(全体)-国費一起償]×3割/戸数=約35万円	—	算定方式については、久居市の例により合併時に一元化する。 (1)算定対象事業費 末端管渠整備費(単独事業費) (2)負担率 1/5 (3)賦課方式 面積割 ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で合併後賦課を行う場合は、従前の例によるものとする。 なお、旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における受益者負担金(分担金)の減免については、合併時に廃止する方向で調整する。 その他賦課事務の取扱いについては、津市の例により合併時に一元化する。
—	○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における受益者分担金の全額を減免	—	—	
負担金の賦課徴収なし。	・納入期間 6月末・9月末・12月末・2月末 年4回 5年間 計20回分割 前納制度有  ・徴収体制 津市に同じ  ・滞納者への対応 担当職員  ・収納消し込み 津市に同じ	・納入期間 6月末・9月末・12月末・3月末 年4回 3年間 計12回分割 前納制度有  ・徴収体制 同左  ・滞納者への対応 同左  ・収納消し込み 河芸町に同じ	—	津市の例により合併時に一元化する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況																																																																																													
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町																																																																																								
22 下水道使用料の賦課及び徴収  ※協議会協議項目	排水設備完了後下水道管理課において水道局端末に開始入力し賦課している。  下記の事務は水道局に委託している。 (1)使用料の計算及び更正 (2)使用料の納入通知書の作成及び通知 (3)使用料の収納 (4)使用料過誤納金の充当及び還付  [単位:立方メートル、円] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>汚水量</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">従量使用料</td> <td>1～10</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>11～20</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101～500</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td></td> <td>501～</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	区分	汚水量	単価	基本使用料		300	従量使用料	1～10	40	11～20	150	21～30	170	31～50	195	51～100	220		101～500	245		501～	275	公衆浴場		30	同左  ※委託先:水道課  [単位:立方メートル、円] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>汚水量</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td></td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">従量使用料</td> <td>1～10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>11～30</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>101～500</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td></td> <td>501～1250</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1251～</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	区分	汚水量	単価	基本使用料		600	従量使用料	1～10	5	11～30	115	31～50	145	51～100	175	101～500	215		501～1250	250		1251～	265	公衆浴場		12	・千里ヶ丘単独公共下水道区域 排水設備開始届受理後、電算入力し賦課している。  下記については民間業者に委託している。 (1)使用料の計算及び更正 (2)使用料の納入通知書の作成及び通知 (3)使用料の収納事務 ※ (4)使用料過誤納金の充当及び還付については上下水道課で事務処理。  ・浜田単独公共下水道区域 排水設備開始届受理後、上下水道課においてすべての賦課徴収事務をしている。  ※これは、千里ヶ丘と使用料の賦課方式が違うため。  [単位:立方メートル、円] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">千里ヶ丘公共下水道</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>汚水量</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>～10</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金</td> <td>11～30</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>51～</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> [単位:円] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">浜田公共下水道</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>1戸当たり 2,000</td> </tr> <tr> <td>人数割料金</td> <td>1人当たり 300</td> </tr> </tbody> </table>	千里ヶ丘公共下水道			区分	汚水量	単価	基本料金	～10	850	超過料金	11～30	90	31～50	110	51～	135	公衆浴場		13	浜田公共下水道		区分	単価	基本料金	1戸当たり 2,000	人数割料金	1人当たり 300	排水設備工事完了後に、使用料を賦課し、毎月使用料金の納付書作成、口座振込、料金徴収等を行っている。  納付書作成等電算業務は民間業者に委託している。  [単位:円] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>1戸当たり</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>人数割料金</td> <td>1人当たり</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単価	基本料金	1戸当たり	800	人数割料金	1人当たり	390	現在供用を開始していないため徴収事務はない。 今後条例を策定し徴収を行っていく予定。 (一部供用開始予定はH16. 1. 1)	—
区分	汚水量	単価																																																																																												
基本使用料		300																																																																																												
従量使用料	1～10	40																																																																																												
	11～20	150																																																																																												
	21～30	170																																																																																												
	31～50	195																																																																																												
	51～100	220																																																																																												
	101～500	245																																																																																												
	501～	275																																																																																												
公衆浴場		30																																																																																												
区分	汚水量	単価																																																																																												
基本使用料		600																																																																																												
従量使用料	1～10	5																																																																																												
	11～30	115																																																																																												
	31～50	145																																																																																												
	51～100	175																																																																																												
	101～500	215																																																																																												
	501～1250	250																																																																																												
	1251～	265																																																																																												
公衆浴場		12																																																																																												
千里ヶ丘公共下水道																																																																																														
区分	汚水量	単価																																																																																												
基本料金	～10	850																																																																																												
超過料金	11～30	90																																																																																												
	31～50	110																																																																																												
	51～	135																																																																																												
公衆浴場		13																																																																																												
浜田公共下水道																																																																																														
区分	単価																																																																																													
基本料金	1戸当たり 2,000																																																																																													
人数割料金	1人当たり 300																																																																																													
区分		単価																																																																																												
基本料金	1戸当たり	800																																																																																												
人数割料金	1人当たり	390																																																																																												



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目			専門部会	下水道部会		
関係項目			分科会	下水道管理分科会		
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
23 使用水量の認定	下水道管理課で認定しているもの ・井戸水の使用 井戸水専用 2m <sup>3</sup> /人・月 井戸水併用 上記の1/2 水道水量と別請求  (控除するもの) ・クーリング・タワーの冷却水 ・プール水 ・合流区域に係る建設工事地下水  水道の地下漏水に係るものについては、水道局の認定水量に基づき下水道管理課で認定。	下水道課で認定しているもの ・井戸水の使用 井戸水専用 8m <sup>3</sup> /人・月 井戸水併用 使用実態による 水道水量と合算請求  (控除するもの) ・クーリング・タワーの冷却水 ・プール水 ・営業用(農業舎)として下水に排除しない水量  水道の地下漏水に係るものについては、水道課の認定水量に基づき下水道課で認定。	(将来計画あり) 流域下水道計画区域内において、現在でも一般家庭や水産加工業で井戸水の使用がかなり多くみられるため、今後十分調査して条例の改正も含めて検討していきたい。	—	—	—
24 下水道使用料電算事務委託	津市水道局へ事務委任	久居市水道課へ事務委任	民間に委託	同左	—	—
25 水洗便所の普及促進	・下水道事業を円滑に進めるにあたり、工事着手前に関係する地元住民を対象とした説明会の実施 ・供用開始地区へ汚水処理開始の案内文書と排水設備のしおりを戸別配付 ・供用開始後数年経過した区域で、未接続家庭への戸別訪問による水洗化への普及啓発 ・下水道だよりの発行(市政だよりに折り込み、年3回) ・9月10日の下水道の日に合わせた普及啓発 ・「環境フェア津」への出展による下水道のPR	・事業説明会 ・工事説明会 ・供用開始説明会の開催 ・年数回の市広報掲載 ・未水洗化世帯訪問(年1回) ・下水道デーの街頭啓発 ・啓発ビデオの貸し出し ・補助金制度チラシの各戸配布。	(将来計画あり) 現在、流域関連公共下水道事業の地元説明会において、水洗化への説明とお願いをしております。また、流域下水道の供用開始時には説明会の実施や排水設備のしおり等を配布し、普及啓発を行う予定である。	・下水道事業を円滑に進めるにあたり、管渠工事着手前・供用開始前に関係する地元住民を対象とした説明会の実施 ・町広報とともに回覧で普及促進のPR。	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		23. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 24. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 25. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)		
構成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
産業建設課で認定しているもの  ・井戸水の使用 井戸水専用 6m <sup>3</sup> /人・月 井戸水併用 上記の1/2 水道水量と合算請求  (排除するもの) ・クーリング・タワーの冷却水 ・プール水等 排水メーター又は水道子メーターを設置し認定する。  水道の地下漏水に係るものについては、津市水道局の認定水量に基づき産業建設課で認定。	下水道課で認定しているもの  ・井戸水の使用 井戸水専用 8m <sup>3</sup> /人・月 井戸水併用 水道使用水量・井戸水認定水量のうちいずれか多い水量  (控除するもの) ・農業を含む事業により下水に排除しない使用水量等メーターで認定できる水量  水道の地下漏水に係るものについては、水道課の認定水量に基づき下水道課で認定。	一般家庭 ・家族数により水量認定 8m <sup>3</sup> /人・月  一般家庭外 ・水道使用の場合は、水道メーターによる ・井戸水使用の場合は、メーターの設置	-	使用水量の認定方法について、各市町村の実態等を整理し、久居市の例を基本として合併と同時に一元化する。
河芸町と同じ	水道課のメーターを基に民間に委託	直営	-	下水道使用料電算事務委託方法等について、津市の例により、合併と同時に一元化する。
・未接続家庭に対する啓発文章の郵送 ・広報などへの下水道普及啓発記事の掲載	・下水道事業を円滑に進めるにあたり、工事着手前に関係する地元住民を対象とした説明会の実施 ・供用開始前の説明会を実施 ・供用開始後数年経過した区域で未接続の家庭への戸別訪問による水洗化への普及啓発	・下水道事業を円滑に進めるにあたり、工事着手前に関係する地元住民を対象とした説明会の実施 ・供用開始地区へ汚水処理開始の案内文書と排水設備のしおりを戸別配付 ・供用開始後数年経過した区域で、未接続家庭への戸別訪問による水洗化への普及啓発	-	水洗便所の普及促進の取り組みについては、新市においても促進に努める。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
26 水洗便所改造費等補助金  ※協議会協議項目	○生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用を助成  【対象者】 生活扶助を受けている者(生活保護法第11条第1項第1号)または低所得者で、その居住する住宅の汲み取り便所(浄化槽法第2条第1号の浄化槽を含む)を水洗便所に改造しようとするもの  【補助額】 ・生活扶助を受けているもの 水洗便所の改造に要する費用(生活保護法第14条第2号の規定による住宅扶助を受けた費用を除く)を助成  ・低所得者 水洗便所の改造に要する費用の10分の1に相当する額(最高限度額35,000円)を助成	○生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用を助成  【対象者】 生活扶助を受けている者で、その居住する住宅の汲み取り便所を水洗便所に改造又は排水設備の設置等しようとするもの  【補助額】 ・生活扶助を受けているもの 水洗便所の改造に要する費用または排水設備の設置等に要する費用を助成	○生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用を助成  (将来計画あり) 過去の単独公共下水道や農業集落排水事業において助成金制度は採用していないため、県内各市町村の取り組み状況を調査し、検討中。	○生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用を助成  【対象者】 津市に同じ  【補助額】 ・生活扶助を受けているもの 津市に同じ  ・低所得者 水洗便所の改造に要する費用(最高限度額50,000円)を助成	—	—
—	—	○水洗便所の改造に要する費用の積立に対する助成  【対象者】 供用開始後3年以内に、排水設備の設置及び汲み取り便所を水洗便所に改造する工事、又は、事業認可区域内の土地等の所有者等で処理区域となった以後の工事に要する費用の全部又は一部について積立を行ったもの  【補助額】 積立てた金額もしくは工事に要した金額に応じて定められた率により計算した額	—	—	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	26.
-------	-----

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
(26)	—  (平成13年度末で廃止)	○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における水洗便所の改造に要する費用を助成  <b>【対象者】</b> 供用開始後3年以内に、旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における自己の居住の用に供する建築物の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事又は、排水設備の設置等を行うもの  <b>【補助額】</b> 1件につき50万円 ただし、汲み取り便所を水洗便所に改造する費用又は、排水設備の設置に要する費用が50万円に満たない場合は当該費用の額	—	○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における水洗便所の改造に要する費用を助成  <b>【対象者】</b> 久居市に同じ (ただし、平成15年度で事業完了)  <b>【補助額】</b> 久居市に同じ	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容				
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	<p>○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における水洗便所の改造に要する費用を助成</p> <p>【対象者】 久居市に同じ</p> <p>【補助額】 久居市に同じ</p>	— (平成13年度末で廃止)	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況				
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村 安濃町
27 水洗便所改造資金 融資あっせん	<p>処理区域内において、汲み取り便所等を水洗便所に改造しようとする者が自己資金では工事費を一時に負担することが困難な場合に、資金の融資を市内各金融機関に対しあっせんしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資金額 10万円～100万円以内(工事費が限度額)</li> <li>・融資利息 2%</li> <li>・償還期間 元金均等月割償還 5年60回以内</li> </ul> <p>融資金利軽減のため、各金融機関に対し、貸付実績に基づく資金を普通預金として預託しており、この金利は各金融機関店頭金利としている。 なお、借受人の債務不履行による損失補償を市が行うことにより、被あっせん者への融資が容易に行われるようにしている。</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資金額 1万円～100万円以内(工事費が限度額)</li> <li>・融資利息 1%</li> <li>・償還期間 同左</li> </ul> <p>金融機関の被あっせん者に対する融資利息は長期プライムレートプラス1%となっており、個人負担の1%を超える利息に対して利子補給を各金融機関に行う。 なお、借受人の債務不履行による損失補償を市が行うことにより、被あっせん者への融資が容易に行われるようにしている。</p>	<p>(将来計画あり) 過去の単独公共下水道や農業集落排水事業において融資あっせん制度は採用していないため、県内各市町村の取り組み状況を調査し、検討中。</p>	-	-
28 汚泥処理関係	<p>単独公共下水道区域(中央処理区)から発生する下水道汚泥(乾燥汚泥)を南部産業廃棄物処理場で埋め立て処分するとともにそれに伴い発生する浸出水を適正に処理する。なお、処理水の適正な管理運営を図るため、津市南部産業廃棄物最終処分場水質保全協議会を設立し水質の保全を図っている。</p>	-	<p>単独公共下水道区域(千里ヶ丘・浜田処理場)から発生する下水道汚泥(脱水汚泥・濃縮汚泥)を民間の産業廃棄物処理業者に委託して処分している。</p>	<p>公共下水道処理場から発生する汚泥について濃縮脱水を行った後、廃棄物処理センター溶融処理施設に搬入している。</p>	-

